

あなたの会社も！

もにす認定を受けて、障害者雇用の ロールモデルになりませんか？

障害者雇用 中小事業主認定



〇〇〇〇年度

Q

「もにす認定制度」って？

A

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業（常時雇用する労働者の数が300人以下である事業主）を認定する制度です。

認定事業主は、自社の商品・サービスや広告等に「もにすマーク」を表示することが可能です。また、厚生労働省では、認定企業における障害者雇用の取り組みをホームページに掲載したり、ハローワークでの積極的な周知広報を行うことで、認定企業の社会的認知度を高めます。

Q

「認定事業主」になるには
どのような手続きがありますか？

A

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

